

船橋市職員表彰規程第2条第1項第1号の運用基準

船橋市職員表彰規程（昭和41年4月1日規程第1号）第2条第1項第1号の運用については、下記に定めるところによる。

記

（運用基準）

第1条 「職員全体の名誉、信用を高める行為」とは、人命救助、警察・消防活動への協力、社会奉仕活動等、社会人として高く評価される行為をいうものとする。

附 則

（施行期日）

この基準は、平成11年5月1日から施行する。

（施行期日）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。